



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第13号

目次

選挙委管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○佐賀県議会議員選挙多久市選挙区の無投票

(佐賀県議会議員選挙多久市選挙区選挙長告示・四) 一

○佐賀県議会議員選挙武雄市選挙区の無投票

(佐賀県議会議員選挙武雄市選挙区選挙長告示・四) 一

○佐賀県議会議員選挙小城市選挙区の無投票

(佐賀県議会議員選挙小城市選挙区選挙長告示・四) 一

○佐賀県議会議員選挙嬉野市選挙区の無投票

(佐賀県議会議員選挙嬉野市選挙区選挙長告示・四) 一

○ 選挙委管理委員会事項

◎佐賀県議会議員選挙多久市選挙区選挙長告示第四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙多久市選挙区については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の四第一項の規定による届出のあつた候補者が当該選挙区における議員の定数を超えないため、投票は行わない。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙多久市選挙区

選挙長 門 司 健

◎佐賀県議会議員選挙武雄市選挙区選挙長告示第四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙武雄市選挙区については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の四第一項の規定による届出

のあつた候補者が当該選挙区における議員の定数を超えないため、投票は行わない。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙武雄市選挙区

選挙長 大 川 正二郎

◎佐賀県議会議員選挙小城市選挙区選挙長告示第四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙小城市選挙区については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の四第一項の規定による届出のあつた候補者が当該選挙区における議員の定数を超えないため、投票は行わない。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙小城市選挙区

選挙長 松 尾 紀 男

◎佐賀県議会議員選挙嬉野市選挙区選挙長告示第四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙嬉野市選挙区については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の四第一項の規定による届出のあつた候補者が当該選挙区における議員の定数を超えないため、投票は行わない。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙嬉野市選挙区

選挙長 大 川 正二郎

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷